

2024年12月16日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋三丁目1番8号
スタートプロシード投資法人
代表者名 執行役員 平出和也
(コード番号:8979)
資産運用会社名
スタートアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 平出和也
問合せ先 管理部長 浜口英樹
TEL. 03-6202-0856

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会におきまして、規約変更及び役員選任について、2025年1月21日に開催予定の本投資法人の第11回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約変更及び役員選任は、第11回投資主総会における各議案の承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更の内容と理由について

(1) 第28条関係

本投資法人の資産運用において今後世界的にも市場の発展・拡大が見込まれ、有用、安全かつ適切に設計された金融商品であることが期待されるセキュリティ・トークンへの投資を明確化するために文言を追加するものです。

(2) 第30条関係

信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」(昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。)及び「信用金庫法」(昭和26年法律第238号、その後の改正を含みます。)に基づく出資を行う必要があり、現行規約においては、不動産等への投資に付随するものを含めているものの、より明確にすることを目的として、投資対象に追加するものです。

(3) 第35条関係

「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)及び「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。)の改正により、「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約における利益の定義をより明確にすることを目的として、引用条文を追加するものです。

2. 役員選任について

執行役員平出和也、監督役員野村茂樹及び監督役員松下素久が2025年1月31日をもって任期満了となりますので、2025年2月1日付で執行役員1名(平出和也)及び監督役員2名(野村茂樹及び松下素久)を選任することについて、議案を提出するものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名(時武洋平)を選任することについて、議案を提出するものです。

(役員選任の詳細につきましては、別紙「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 日程

2024年12月16日 第11回投資主総会提出議案の役員会承認

2024年12月25日 第11回投資主総会招集ご通知発送(予定)

2025年1月21日 第11回投資主総会開催(予定)

以上

【添付資料】

第11回投資主総会招集ご通知

※ 本投資法人のホームページアドレス:<https://www.sp-inv.co.jp>

(証券コード 8979)
(発信日) 2024年12月25日
(電子提供措置の開始日) 2024年12月25日

投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目1番8号
スターツプロシード投資法人
執行役員 平出和也

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2025年1月20日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、現行規約同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、（i）以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、（ii）以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
 - (6) 上記各号に類すると合理的に判断される議案
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第11回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://www.sp-inv.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/P R 情報」→「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2025年1月21日（火曜日） 午前10時
2. 場 所： 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 ROOM 4+5
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を  
代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を  
証明する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますよう  
お願い申し上げます。

◎電子提供措置事項について修正する必要がある場合は、上記インターネッ  
ト上の本投資法人のウェブサイト及び東証のウェブサイトはその旨、修正前  
の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運  
用会社であるスターツアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告  
会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上  
げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 第28条関係

本投資法人の資産運用において今後世界的にも市場の発展・拡大が見込まれ、有用、安全かつ適切に設計された金融商品であることが期待されるセキュリティ・トークンへの投資を明確化するために文言を追加するものです。

##### (2) 第30条関係

信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。）及び「信用金庫法」（昭和26年法律第238号、その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があり、現行規約においては、不動産等への投資に付随するものに含めているものの、より明確にすることを目的として、投資対象に追加するものです。

##### (3) 第35条関係

「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）及び「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約における利益の定義をより明確にすることを目的として、引用条文を追加するものです。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条（主要投資対象の特定資産）<br/>本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本条の規定を適用するものとする（以下、第29条及び第30条において同じ。）。</p> <p>(1)～(7) (記載省略)</p> <p>第30条（特定資産に付随する資産）<br/>本投資法人は、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる特定資産に付随する資産に投資できるものとする。</p> <p>(1)～(11) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第28条（主要投資対象の特定資産）<br/>本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利（<u>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含む。）第1条第4項第17号に定める電子記録移転有価証券表示権利等を含む。</u>）について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本条の規定を適用するものとする（以下、第29条及び第30条において同じ。）。</p> <p>(1)～(7) (現行のとおり)</p> <p>第30条（特定資産に付随する資産）<br/>本投資法人は、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる特定資産に付随する資産に投資できるものとする。</p> <p>(1)～(11) (現行のとおり)</p> <p>(12)「<u>中小企業等協同組合法</u>」（昭和24年法律第181号、その後の改正を含む。）に定める出資</p> <p>(13)「<u>信用金庫法</u>」（昭和26年法律第238号、その後の改正を含む。）に定める出資</p> |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第35条（金銭の分配）<br/> 本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1)本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。</p> <p>(2)～(5)           （記載省略）</p> | <p>第35条（金銭の分配）<br/> 本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1)本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して決算期毎に計算される利益（<u>投信法第136条第1項に規定する利益をいう。本条において以下同じ。</u>）の金額とする。</p> <p>(2)～(5)           （現行のとおり）</p> |



## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員平出和也は、2025年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する2025年2月1日より2年とします。

なお、本議案は、2024年12月16日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略 歴                                                     |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| ひら いで かず や<br>平 出 和 也<br>(1963年11月25日) | 1988年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社                  |
|                                        | 1999年11月 スターツ証券株式会社取締役就任                                |
|                                        | 2001年11月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）取締役就任 |
|                                        | 2004年 6月 同社代表取締役就任（現在に至る）                               |
|                                        | 2005年 5月 本投資法人執行役員就任（現在に至る）                             |
|                                        | 2013年 7月 株式会社スターツ総合研究所取締役（非常勤）                          |
|                                        | 2022年 2月 同社代表取締役就任（現在に至る）                               |

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約並びに機関運営に係る一般事務委託契約及び経理に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。2004年12月20日付で、当時の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める定員を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2025年2月1日より2年とします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2024年12月16日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略 歴                                                  |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
| とき たけ よう へい<br>時 武 洋 平<br>(1972年 6月 5日) | 1996年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社               |
|                                         | 2005年 9月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）出向 |
|                                         | 2005年11月 同社入社                                        |
|                                         | 2010年10月 同社不動産コンサルティング部長就任                           |
|                                         | 2013年 7月 同社取締役不動産コンサルティング部長就任                        |
|                                         | 2016年 2月 同社取締役不動産コンサルティング部長兼ファンド運営事業部長就任（現在に至る）      |

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約並びに機関運営に係る一般事務委託契約及び経理に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の取締役不動産コンサルティング部長兼ファンド運営事業部長を兼務しております。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員野村茂樹及び松下素久の両名は、2025年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する2025年2月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 野村茂樹<br>(1953年 6月10日) | 1983年 4月 弁護士登録<br>奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所）入所<br>（現在に至る）<br>1991年 3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事就任（現在<br>に至る）<br>2005年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る）<br>2013年 4月 社会福祉法人日本盲人福祉委員会理事就任<br>2017年 6月 同社会福祉法人評議員就任（現在に至る）<br>公益財団法人藤原ナチュラルヒストリー振興財<br>団理事長就任（現在に至る）                                                                                                                                            |
| 2     | 松下素久<br>(1948年 3月24日) | 1971年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所<br>1980年 1月 松下明公認会計士事務所入所<br>1981年 3月 公認会計士登録<br>1985年11月 松下公認会計士事務所開設（現在に至る）<br>2005年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る）<br>2007年 5月 社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー<br>協会（現公益社団法人生命保険ファイナンシ<br>ャルアドバイザー協会）監事就任<br>2013年 5月 同協会理事就任<br>2014年 6月 共立信用組合理事就任<br>日産センチュリー証券株式会社（現日産証券株<br>式会社）監査役就任<br>2016年 6月 共立信用組合監事就任（現在に至る）<br>2020年 6月 日産証券株式会社取締役（監査等委員）就任<br>（現在に至る） |

- ・上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者松下素久は、松下公認会計士事務所の代表者です。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、両名とも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、両名とも現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契

約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

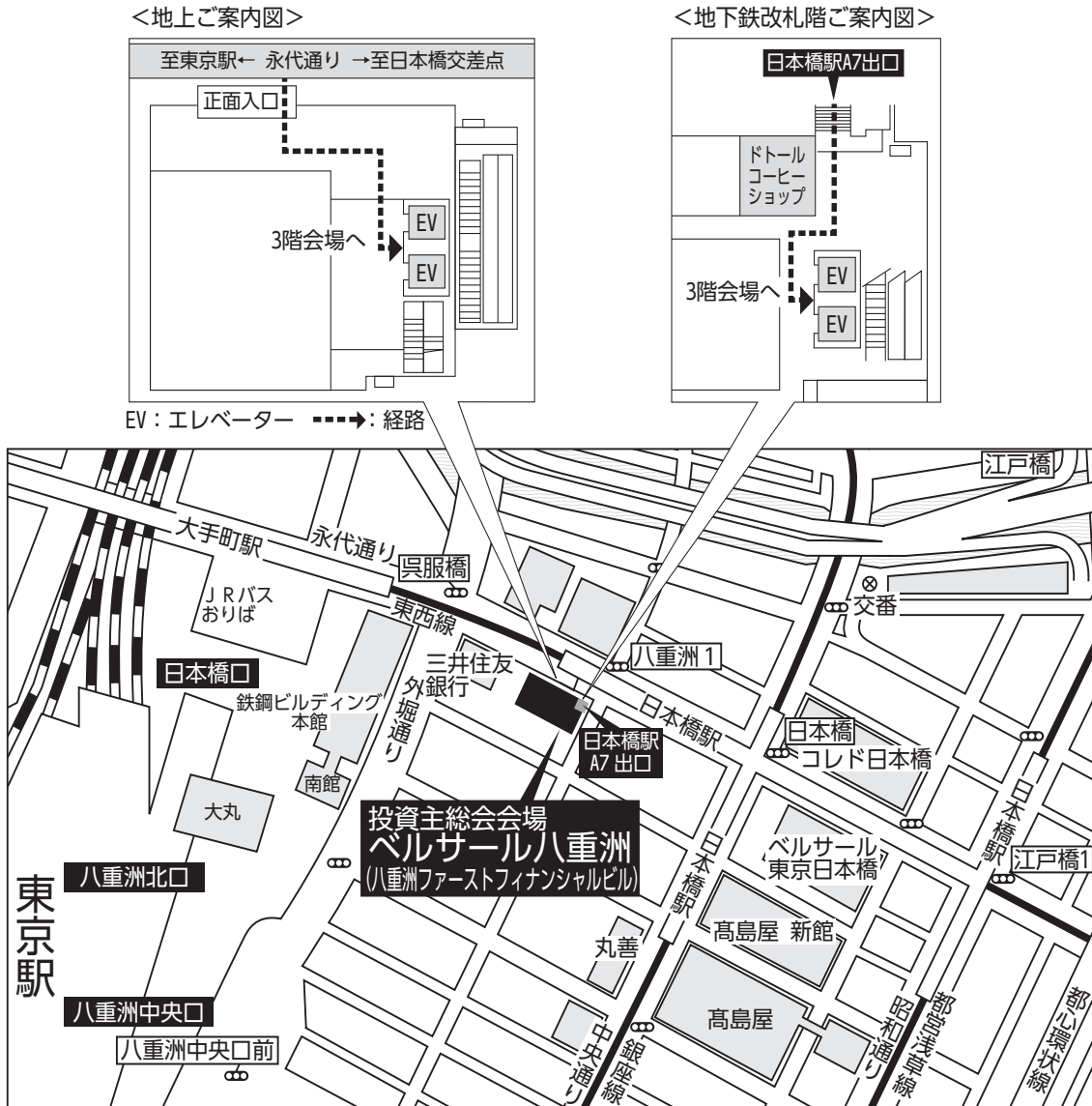
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、現行規約第14条第3項が適用される上記の第2号議案乃至第4号議案の各議案につきましては2024年12月16日現在、少数投資主から同議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階  
ベルサール八重洲 ROOM 4+5  
電話 03-3548-3770



■ 最寄駅 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 A7出口直結  
JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分

(ご注意)

※上記出口の誘導板ご案内は午前9時から総会終了までとなります。  
※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。

近隣には、「ベルサール八重洲」のほか「ベルサール東京日本橋」  
がございますので、お間違えのないようご注意ください。